

憲法とキリスト教：第3回 人間を生かす力とは本当は何か

南野, 森
九州大学大学院法学研究院：教授

森島, 豊
青山学院大学：教授

久保, 文彦
上智大学基盤教育センター：講師

<https://hdl.handle.net/2324/7177153>

出版情報：福音宣教. 77 (3), pp.2-8, 2023-03-01. Oriens Institute for Religious
バージョン：
権利関係：



人間を生かす力は本当は何なのか
久保 そこで二人の助産婦はどうしたか。「助産婦はいずれも神を畏れていたので、エジプト王が命じたとおりにせず、男の子も生かしておいた」のです(17節)。二人にとって畏れるべき真実の神は王ではありません。男児を殺すよう命じる王は偽の神であって、聖書の言葉を使えば偶像です。

この物語は「人間を真に生かす力は何か」という問いを私たちに投げかけます。ナチ時代にヒトラーに抵抗したドイツ人キリスト教徒や、アジア・太平洋戦争の時代に戦時体制に逆らって投獄された日本人キリス

ト教徒は、助産婦たちと似た状況に置かれ、この問いに向き合ったでしょう。二人は「神を畏れる者」であったと語られています。神を畏れることは人間を真に生かす力である神がどこに在るのかを問い、真実の神の言葉に聴き従うことを意味します。王の命令に背いた二人は、真実の神と偽の神を識別し、「殺してはならない」(出エジプト20・13)という十戒の掟の言葉を、真実の神から聴いたでしょう。

信仰の問題と、日々の生き方の問題は一つ

久保 律法学者と議論した際に、イエスは「神である主を愛すること」と「隣人を自分のように愛すること」を、最も重要な掟に挙げています(マルコ12・29・31)。二つの掟はユダヤ人の生活の土台にある神の教えで、人間の救いとは切っても切り離せない言葉だとイエスは教えました。二人の助産婦は、このイエスの教えを生きた人ですね。二人は「殺してはならない」という神の言葉に忠実だった。つまり神を愛した人です。同時に、生まれてくる子どもの命を守った。つまり隣人を愛した人です。神への信仰と隣人を愛する生き方は、二人にとっては同じ一つの事柄です。そこに

巻頭特別企画

憲法とキリスト教

第3回 人間を生かす力とは本当は何か



南野 森

みなみの・しげる ●
1970年京都府生まれ。
九州大学法学部教授。
著書に『憲法主義』、
『憲法学の世界』等。
本誌に「京・江戸・博
多、そして巴里」を連載中。



森島 豊

もりしま・ゆたか ●
1976年神奈川県生まれ。
青山学院大学教授・宗
教主任。涙骨賞最優秀
賞。『抵抗権と人権の
思想史』(教文館、202
0年)で青山学院学術
賞。



久保文彦

くぼ・ふみひこ ●1965
年長野県生まれ。上智
大学・基盤教育センタ
ー講師。聖書学・キリ
スト教人間学を専攻。
カトリック東京教区信
徒。『福音宣教』編集
企画委員。

前回、久保氏の発言から、聖書と日本国憲法の共通点に話が及びました。どちらにも戦争に敗北した国家の歴史を背景に成立し、社会の復興を課題とし、その土台に人間の尊厳という価値を据えているとの指摘がありました。

「人間、個」を重んじる、聖書の言葉

森島 人権という言葉自体は非常に新しいのですが、久保先生のご理解の中では、そのエッセンスというのが聖書の中にあるということだと思います。それに私はすごく共感します。

多くの箇所があると思うのですが、人間を重んじた、一人ひとり、個を重んじるという考えにつながるような聖書の言葉を久保先生、挙げていただけないでしょうか。

久保 出エジプト記1章15節から21節、二人の助産婦の物語はどうでしょうか。エジプトに経済難民として来たヘブライ人が増え続けると、国の安全が危くなる。そう考えたエジプト王が、ヘブライ人を秘密裡に根絶やしにすることをたくらみます。そこで王は二人の助産婦に「ヘブライ人の女の出産を助けるときには、子どもの性別を確かめ、男児なら殺し、女児ならば生か

は、どの国民・民族であっても人間の命は等しくかけがえのない存在価値をもつという意味での人間の尊厳に対する感覚が表現されています。

合理性だけを絶対視すると

森島 久保先生の話、とてもうれしくお聞きしました。「神を神とする」、という生き方が本当に隣人を生かしていたり、人間を人間らしくすることにつながっているという先生の受け止め方は、歴史的に見てもそう言えるところがあると私は考えています。

合理性や理性は否定すべきものではないのですが、それらが絶対視される社会でかえって非人間的な判断に至ることがあります。合理性や効率を重視する社会では役に立たないと判断された人間が排除されるからです。実際に第二次世界大戦時のドイツで障害者が殺されました。善と悪があつて、どちらかを選ばなくてはならないとき、必ず善を選ぶか、というところならないわけです。自己保存という考え方がありますが、それが突っ走ると、必ずしも他者を重んじるということにはならない。つまり自己を守るために他者を犠牲にするということだって、合理的に考えれば起こり得

識というものは、神を神とする場所で育まれてきたということ、久保先生の話を聞きながら感じていました。

人間が生まれ持っている限界、定め

久保 学生時代に、上智大学神学部で霊性神学を学ぶ機会がありました。英語でSpiritual Theologyと言います。この科目の背景には、人間の本性は「体」と「心」に加えて「霊」の原理に基づくという洞察があります。霊性とは自分自身を超えた力である神の働きによって生かされている、そのような神に開かれた人間のあり方のことです。命の源である神との関わりは、人間が人間らしく生きる上での基本条件ですから、この条件について考察することが霊性神学の主題です。カトリックの伝統では、霊性神学が大切にされています。

王に背いた助産婦たちは、真実の神と偽りの神を識別しています。これはまさに霊性の問題で、昨今の旧統一教会の問題とも関係します。カルト宗教が引き起こす様々な問題は、人間を生かす真実の神を見誤ることから生じるからです。そもそも、神ならぬ私たち人

なのです。すると、自分に不利益があるにもかかわらず他者を守る、他者の生活を守る、あるいは言論の自由や権利を保障するという考え方がどこから来たのかがとても大事なことになります。

歴史の中ではキリスト教国の中の権利を求めた戦いから人権の法制化の道をたどることになりましたが、その考えを生み出す土台には人間の合理性を超えた聖書のメッセージが生活文化の中で生きていたと思います。たとえば十字架の愛は合理性を超えています。憎むべき相手であつたとしてもゆるし合いなさいと言われた主イエス・キリストの教えは、理性で考えたらなかなかできないことです。理性で考える社会では「倍返し」に共感します。しかし、聖書は「悪に悪を返さず……善をもって悪に勝ちなさい」(ローマ12・17、21)と言います。愛の倍返しです。その神を神とするという生き方は「仕えられるためではなく仕えるために」(マタイ20・28)と教えます。英語圏の文化では首相をプライムミニスターと呼びますが、ミニスター「仕える者」という名称にも聖書の精神が影響していると思います。上に立つ者が他者に仕える。長い時間が必要とされますが、他者を愛する、他者を生かす共同体意

間は、いろんな限界や限定のもとで生きています。命は自分で作り出したものではないし、命を養う食べ物や水を無から作り出すこともできません。自分ひとりでは生きられず、他者と協力して社会を形成し、その中で生きるように定められています。この社会的本性に従って人間は家庭を営み、家族と共に成長し、実社会における自分の役割や仕事を見定めて生きることになります。与えられた限定条件を無視して、人間が人間らしく生きることではできません。人間の限界や生まれつき定められたあり方を正確に知り、私たちはどのような定め、法に従って、正しく生きることができるのかを判断する必要があります。

実証主義法学では、人間の本性という問題領域にはあまり立ち入らないのかもしれませんが、人間は自身を超えた力によって生かされ、与えられた限界の内より善い生き方を選ぶように定められています。森島先生が言及された善と悪の選択ですが、「善を選び、悪を避けよ」という言葉は、自然法の第一原則として知られています。この原則は、自由意志によって善を選び、自らの人生をまっとうする責任を与えられた人間の本性についての表現でもあります。人間が生まれ

ながらにして自由であるという事実、そのような人間の本性と結びついた定めとして、神の教えや自然法があると私は考えています。

弱い人を守るためのルール

久保 例えば、申命記24章19節・22節に、畑の作物の収穫方法についての法が記されています。そこでは、自分の畑の作物をすべて収穫し、独占することが禁じられています。畑の持ち主は作物の一定部分をあえて収穫せずに畑に残すことで、寄留者、孤児、やもめといった、困った時に助けしてくれる親族や友人がいない人々の取り分としなければいけないのです。大地の産物は、畑の持ち主がそれを育てて管理するにしても、自分の手で無から作り出したものではない。それは創造主の賜物であり、神の像として創られた人類の共有財産だからです（創世記1・29）。万人の生きる権利を充実させ、人間の尊厳を守る社会を作るには、食べ物是一部の人間が独占してはならず、分かち合うことが当たり前だという洞察が、申命記の法に潜んでいます。これを人権に関わる規定であると現代の法学者が言うかどうかは分かりませんが、旧約聖書を編集した

人々は人間の生存権に関わる法として理解しているでしょう。日本国憲法二五条の生存権の規定と読み比べたらよいと思います。

人間の本来のあり方を思い起こす時間

久保 「人権」(human rights)という言葉は、まずは一七一一八世紀の西欧社会で広まり、日本で普及したのは明治時代の初めの頃です。旧約時代の古代人は人権という言葉を知りません。ただし、後代の人々が人権という言葉で理解した、人間の尊厳を守るための法や規範は、聖書にはつきり記されています。十戒の掟の中心部に置かれた安息日の規定が、その一番分かりやすい例でしょうか。世界人権宣言二四条「すべての人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇を持つ権利を有する」に現れた人権思想は、歴史的には安息日の規定に由来します。

安息日を守る目的の一つは、人間の肉体的条件を無視した働き過ぎや、過労死を防ぐことです。もう一つ大事なのは、失われた自由と平等の回復です。安息日は社会のあらゆる人が仕事を止める日ですから（出エジプト20・10）、その日に主人は奴隷に仕事を強いるこ

とができません。働き続けることで失われる自由や人間どうしの平等な関係を取り戻す時間が、仕事を止める安息日ごとに出現します。安息日は、国会のような場所

で人間が議論して制定した決まり事、つまり実定法ではありません。神が天地創造の業を七日目に休むことで制定したルールであり、神に由来する法です。人間の命を配慮する神が人間に与えた贈り物ですから、人間が勝手に変えたり、捨てたりはできません。

人間の尊厳が守られる社会を作る。この点に皆が合意するのであれば、どんな社会に属する人間でも、少なくとも週一日は仕事を止めた方がよい。古代の文明社会で安息日を守ったのはユダヤ人だけでした。しかし、その真意が理解されると、定期的に仕事を休むルールは、民族や宗教の枠を超えて広がり、普遍的な人権の一項目として認定されました。

カトリックの伝統には、国家は共通善の実現のためにあるという社会思想があります。国民に定期的な休日を保障し、過労死を防ぐための法制度を整えることは、国家が追求すべき共通善の一項目です。その土台には「どのような人間の社会でも、これだけは守ったらい」という人間の定めがある。自然法と呼ばれる

規範はそういうものと私は理解しています。

水波朗の憲法理解

久保 ところで、南野先生が初回に水波朗先生に言及されました。水波先生は『新カトリック大事典』の「基本的人権」の項目執筆者です。最近、水波先生の憲法論（『基本的人権と公共の福祉——日本国憲法講義要録』九州大学出版会、一九九〇年）を興味深く読んでいます。

南野 僕もそういう本があるとは知りませんでした。久保 宮澤俊義先生の『憲法』とは対極にある本です。授業準備のために、宮澤先生、樋口陽一先生、長谷部恭男先生など、憲法学の主流派学者の著書を参考にしてきました。ところが、この本には主流派学者とは異なる視点からの人権論が書かれており、驚きました。

南野 水波先生は、九州大学では主に法哲学（法理学）の授業を担当しておられました。私が九大に来たときにはとうに退職しておられ、私の着任の翌年に八〇歳で亡くなられましたので、警咳に接する機会は何もありませんでした。憲法学の方は、バリバリの実証主義者の手島孝先生の学統が私の前任者まで続いていました。水波先生も手島先生もお二人とも、それぞれの学問分

野、学派におけるリーダーのような存在だったと思いますが、やはり、ちょっと仲は良くなかったという噂がありました（一同笑）。根本的な考え方が合わなかったのかもしれない。

でも、そうですか、そんな本があったのですか。

久保 主流派の学説に反駁している点は本当に面白いのですが、司法試験に合格して法律家になりたい人は読まない方がいいのではないかと思います（笑）。

南野 その本には、日本国憲法に書かれている人権の起源についてなどが書かれているのでしょうか。

久保 まさにそうです。水波先生はトマス・アクイナスを深く研究されていました。また、世界人権宣言（一九四八年）起草した人々に影響を与えた、フランスのカトリック哲学者ジャック・マリタンを愛読されていました。マリタン自身がトマス主義者です。水波先生の憲法論は、カトリックの自然法学の伝統に基づいた憲法と人権の解釈を行っています。

例えば、宮澤俊義は人権を自由権と社会権に区分するが、その学説は根本的に誤っていると指摘しています。また、日本の憲法学の主流派は観念論の立場から人権を理解するので、人権は人間が頭の中で作り上げ

た単なる理念・観念的構築物になってしまう。そこでは、人権が人間の生まれながらのあり方、本性と結びついた客観的実在であるという根本的なレベルの真実が見失われてしまう。主流派が立脚する哲学的立場は根拠薄弱であるというようにことを書いています。大変考えさせられる本です。

話を戻しますと、宮澤俊義先生の『憲法』や、彼が編者として関わった岩波文庫の『人権宣言集』では、『中世イギリスの「マグナ・カルタ」（一二二五年）」が最古の人権文書として引用されています。その頃から人権思想史が始まったことになっていますが、実際にはもっと古い時代から歴史は始まっているように思われます。旧約聖書に、現代の私たちが人権と呼び、そういう名前を付けることができる法が記されているからです。こういうことを言う日本人学者は、聖書学者や憲法学者の中では少ないような気がします。聖書と人権、キリスト教と人権の双方がどのような関係になっているのか。この問題を考えていた時に、森島先生の優れた本を読みましたので、この座談会を企画し、ご意見をうかがいたいと考えたのです。【続く】

二〇二三年一〇月三日、Zoomにて実施